

官報

号外

平成八年三月二十二日

○第三百三十六回 参議院會議録第七号

平成八年三月二十二日(金曜日)

午後零時一分開議

○議事日程 第十九号

平成八年三月二十二日

正午 本会議

第一 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件

一、日程第一

一、警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

一、海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

一、証人等の被害についての給付に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

平成八年三月二十二日 参議院會議録第七号

○議長(斎藤十朗君) これより会議を開きます。
日程第一 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)を議題といたします。
まず、委員長長の報告を求めます。文教委員長小野清子君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔小野清子君登壇、拍手〕

○小野清子君 ただいま議題となりました公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、文教委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、国家公務員等の災害補償制度に介護補償が設けられることにかんがみ、公立学校の学校医等の公務災害補償制度に介護補償を創設しようとするものであります。
委員会におきましては、学校医等の役割の見直し、健康相談、とりわけ心の健康に係る相談活動の充実等の諸問題につきまして質疑が行われましたが、その詳細は會議録によって御承知願いたいと存じます。

質疑を終了し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。
以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) これより採決をいたします。
本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(斎藤十朗君) 総員起立と認めます。
よって、本案は全会一致をもって可決されました。

○議長(斎藤十朗君) この際、日程に追加して、警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)を議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと称する者あり〕

○議長(斎藤十朗君) 御異議ないと認めます。
まず、委員長長の報告を求めます。地方行政委員長菅野壽君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔菅野壽君登壇、拍手〕

○菅野壽君 ただいま議題となりました法律案につきまして、地方行政委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。
本法律案は、国家公務員等について介護補償の制度が設けられること及び警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)を議題とすることに御異議ございませんか。

助して災害を受け重度の障害のため介護を受けている者の実情にかんがみ、協力援助した者の災害給付の種類に介護給付を新たに加えるとするものであります。
委員会における質疑の詳細は會議録に譲ります。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。
以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) これより採決をいたします。
本案に賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(斎藤十朗君) 総員起立と認めます。
よって、本案は全会一致をもって可決されました。

〔賛成者起立〕

○議長(斎藤十朗君) この際、日程に追加して、海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)を議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと称する者あり〕

○議長(斎藤十朗君) 御異議ないと認めます。
まず、委員長長の報告を求めます。運輸委員長寺崎昭久君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律の一部を改正する法律案 議事日程追加の件 海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律の一部を改正する法律案

〔寺崎昭久君登壇、拍手〕

○寺崎昭久君 ただいま議題となりました法律案につきまして、運輸委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、国家公務員について介護補償の制度が設けられることにかんがみ、海上保安官に協力援助した者等の災害給付制度に介護給付を創設して、これらの者に対する給付の充実に資するものとして、これらの者に対する給付の充実に資するものであります。

委員会におきましては、介護給付の対象者数及び給付水準、救護所員の身分保障等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) これより採決をいたします。

〔賛成者起立〕

○議長(斎藤十朗君) 総員起立と認めます。

よって、本案は全会一致をもって可決されました。

○議長(斎藤十朗君) この際、日程に追加して、証人等の被害についての給付に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)を議題とすること

に御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(斎藤十朗君) 御異議ないと認めます。

まず、委員長長の報告を求めます。法務委員長及川順郎君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔及川順郎君登壇、拍手〕

○及川順郎君 ただいま議題となりました証人等の被害についての給付に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、法務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、業務上の災害を補償する各制度において新たに介護に対する給付が法定されたことにかんがみ、証人等の被害についての給付制度においても、その給付の充実に資するため、介護給付を創設しようとするものであります。

委員会におきましては、法に定める給付の種類、介護給付を創設する理由及びその内容等の諸問題について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終わり、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) これより採決をいたします。

〔賛成者起立〕

○議長(斎藤十朗君) 総員起立と認めます。

よって、本案は全会一致をもって可決されました。

本日はこれにて散会いたします。
午後零時十一分散会

出席者は左のとおり。

議長		副議長		議員	
斎藤	十朗君	松尾	官平君	荒木	清寛君
小川	勝也君	山崎	力君	中尾	則幸君
小林	元君	市川	一朗君	岩瀬	良三君
長谷川	道郎君	高野	博師君	和田	洋子君
菅川	健二君	魚住	裕一郎君	大森	礼子君
戸田	邦司君	西川	玲子君	水島	裕君
北澤	俊美君	小山	峰男君	牛嶋	正君
寺崎	昭久君	阿曾	清君	濱四津	敏子君
勝木	健司君	林田	悠紀夫君	足立	良平君
林	寛子君	鈴木	栄治君	片上	公人君
石井	一二君	鈴木	貞敏君	三浦	一水君
椎名	素夫君	宮崎	秀樹君	堂本	曉子君
堂本	曉子君	宮崎	重二君		
		長谷川	清君		
		宮崎	秀樹君		
		鈴木	貞敏君		
		大久保	直彦君		
		林田	悠紀夫君		
		鈴木	栄治君		
		鈴木	貞敏君		
		宮崎	秀樹君		
		長谷川	清君		
		宮崎	重二君		
		猪熊	重二君		
		鴻池	祥肇君		
		二木	秀夫君		
		横尾	和伸君		
		塩崎	恭久君		
		岩井	國臣君		
		海野	義孝君		
		林	久美子君		
		金田	勝年君		
		常田	享祥君		
		保坂	三蔵君		
		山本	保君		
		景山	俊太郎君		
		釜本	邦茂君		
		友部	達夫君		
		海老原	義彦君		
		阿部	正俊君		
		山崎	順子君		
		平野	貞夫君		
		陣内	孝雄君		
		石渡	清元君		
		風間	昶君		
		木暮	山人君		
		永田	良雄君		
		志村	哲良君		
		吉田	之久君		
		坪井	一字君		
		林	芳正君		
		長峯	基君		
		太田	豊秋君		
		岡	利定君		
		吉村	剛太郎君		
		尾辻	秀久君		
		西田	吉宏君		
		清水	達雄君		
		狩野	安君		
		久世	公義君		
		松浦	孝治君		
		野村	五男君		
		関根	則之君		
		吉川	芳男君		
		上杉	光弘君		
		真鍋	賢二君		

山東 昭子君	井上 裕君
坂野 重信君	松浦 功君
村上 正邦君	遠藤 要君
井上 吉夫君	佐々木 満君
岩崎 純三君	大木 浩君
山崎 正昭君	依田 智治君
岩永 浩美君	日下部禮代子君
清水 澄子君	中島 眞人君
谷川 秀善君	武見 敬三君
照屋 寛徳君	齋藤 勲君
龜谷 博昭君	北岡 秀二君
朝日 俊弘君	前川 忠夫君
服部三男雄君	榑崎 泰昌君
南野知恵子君	河本 英典君
加藤 紀文君	今井 澄君
大脇 雅子君	片山虎之助君
鎌田 要人君	須藤良太郎君
成瀬 守重君	大島 慶久君
大淵 綱子君	淵上 貞雄君
沓掛 哲男君	小野 清子君
竹山 裕君	山本 正和君
梶原 敬義君	前田 勲男君
井上 孝君	板垣 正君
大河原太一郎君	岡部 三郎君
倉田 寛之君	田沢 智治君
高木 正明君	宮澤 弘君
菅野 久光君	栗原 君子君
田村 公平君	西川 潔君
山下 芳生君	山口 哲夫君
江本 孟紀君	笠井 亮君
伊藤 基隆君	菅野 茂君
峰崎 直樹君	笹野 貞子君

國務大臣

山田 俊昭君	阿部 幸代君
齋藤 満治君	谷本 巍君
菅野 壽君	竹村 泰子君
本岡 昭次君	佐藤 道夫君
筆坂 秀世君	須藤美也子君
千葉 景子君	一井 淳治君
渡辺 四郎君	及川 一夫君
武田邦太郎君	西山登紀子君
緒方 靖夫君	角田 義一君
上山 和人君	川橋 幸子君
三重野栄子君	松前 達郎君
有働 正治君	橋本 敦君
吉岡 吉典君	村沢 牧君
赤桐 操君	久保 亘君
瀬谷 英行君	藤澤 弘君
立木 洋君	上田耕一郎君
法務大臣 長尾 立子君	
文部大臣 奥田 幹生君	
運輸大臣 龜井 善之君	
國務大臣 (国家公安委員長) 倉田 寛之君	

議長の報告事項

去る二月二十三日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

地方行政委員

辞任	補欠
峰崎 直樹君	清水 澄子君

大蔵委員

辞任	補欠
清水 澄子君	峰崎 直樹君

議院運営委員会

理事 吉岡 吉典君 (吉岡吉典君の補欠)	
理事 菅野 茂君 (谷本巍君の補欠)	
理事 前川 忠夫君 (三重野栄子君の補欠)	

同日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員猪熊重二君提出住宅金融公庫貸付条件に関する質問に対する答弁書

同日本院は、行政改革委員会委員に宮崎勇君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

同日議長は、エゴール・セミョーノヴィチ・ストロエフ・ロシア連邦連邦院議長より、同議長のロシア連邦連邦院議長就任に際し発送した祝電に対する礼状を受け受した。

去る二月二十五日議長は、議員大野明君に対しさきに議決した電詞をさされた。

去る二月二十七日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

災害対策特別委員

辞任	補欠
山下 芳生君	吉川 春子君

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。

自動車ターミナル法の一部を改正する法律案 (閣法第六〇号)

去る二月二十八日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員	補欠
辞任	笠井 亮君
笠井 亮君	立木 洋君

外務委員	補欠
辞任	立木 洋君
立木 洋君	笠井 亮君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

災害対策特別委員

辞任	補欠
横尾 和伸君	山下 栄一君

同日議長において、次のとおり調査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

国民生活・経済に関する調査会委員

辞任	補欠
藤澤 弘君	阿部 幸代君

同日委員会において選任した理事は次のとおりである。

環境特別委員会

理事 竹村 泰子君 (大脇雅子君の補欠)

災害対策特別委員会

理事 渡辺 四郎君 (村沢牧君の補欠)

去る二月二十九日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員	補欠
辞任	立木 洋君
立木 洋君	笠井 亮君
外務委員	補欠
辞任	笠井 亮君
笠井 亮君	立木 洋君
岡部 三郎君	椎名 素夫君

厚生年金保険法等の一部を改正する法律案(閣法第七五号)

薬事法等の一部を改正する法律案(閣法第七六号)

外国船舶製造事業者による船舶の不当廉価建造契約の防止に関する法律案(閣法第七七号)

去る十一日閣から次の議案が提出された。

消防団員等公務災害補償等共済基金法の一部を改正する法律案(閣法第八二号)

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。

通信・放送機構法の一部を改正する法律案(閣法第八二号)

去る十二日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

文教委員

辞任

釜本 邦茂君

上山 和人君

商工委員

辞任

斎藤 文夫君

久保 巨君

補欠

釜本 邦茂君

上山 和人君

補欠

斎藤 文夫君

久保 巨君

補欠

釜本 邦茂君

補欠

斎藤 文夫君

久保 巨君

補欠

釜本 邦茂君

上山 和人君

補欠

斎藤 文夫君

補欠

釜本 邦茂君

補欠

斎藤 文夫君

久保 巨君

補欠

釜本 邦茂君

上山 和人君

補欠

斎藤 文夫君

補欠

釜本 邦茂君

補欠

斎藤 文夫君

久保 巨君

補欠

釜本 邦茂君

上山 和人君

補欠

斎藤 文夫君

補欠

釜本 邦茂君

補欠

斎藤 文夫君

久保 巨君

補欠

釜本 邦茂君

上山 和人君

補欠

斎藤 文夫君

補欠

釜本 邦茂君

補欠

斎藤 文夫君

久保 巨君

補欠

釜本 邦茂君

上山 和人君

補欠

斎藤 文夫君

補欠

釜本 邦茂君

補欠

斎藤 文夫君

久保 巨君

補欠

釜本 邦茂君

上山 和人君

補欠

斎藤 文夫君

補欠

釜本 邦茂君

補欠

斎藤 文夫君

久保 巨君

補欠

釜本 邦茂君

上山 和人君

補欠

斎藤 文夫君

補欠

釜本 邦茂君

補欠

斎藤 文夫君

久保 巨君

補欠

釜本 邦茂君

上山 和人君

補欠

斎藤 文夫君

補欠

釜本 邦茂君

補欠

斎藤 文夫君

久保 巨君

補欠

釜本 邦茂君

上山 和人君

補欠

斎藤 文夫君

補欠

釜本 邦茂君

補欠

斎藤 文夫君

久保 巨君

補欠

釜本 邦茂君

上山 和人君

補欠

斎藤 文夫君

補欠

釜本 邦茂君

補欠

斎藤 文夫君

久保 巨君

補欠

釜本 邦茂君

上山 和人君

補欠

斎藤 文夫君

補欠

釜本 邦茂君

補欠

斎藤 文夫君

久保 巨君

補欠

釜本 邦茂君

上山 和人君

補欠

斎藤 文夫君

補欠

釜本 邦茂君

補欠

斎藤 文夫君

久保 巨君

補欠

釜本 邦茂君

上山 和人君

補欠

斎藤 文夫君

補欠

釜本 邦茂君

補欠

斎藤 文夫君

久保 巨君

補欠

釜本 邦茂君

上山 和人君

補欠

斎藤 文夫君

補欠

釜本 邦茂君

補欠

斎藤 文夫君

久保 巨君

補欠

釜本 邦茂君

上山 和人君

補欠

斎藤 文夫君

補欠

釜本 邦茂君

補欠

斎藤 文夫君

久保 巨君

補欠

釜本 邦茂君

上山 和人君

補欠

斎藤 文夫君

補欠

釜本 邦茂君

補欠

斎藤 文夫君

久保 巨君

補欠

釜本 邦茂君

上山 和人君

補欠

斎藤 文夫君

補欠

釜本 邦茂君

補欠

斎藤 文夫君

久保 巨君

補欠

釜本 邦茂君

上山 和人君

補欠

斎藤 文夫君

補欠

釜本 邦茂君

補欠

斎藤 文夫君

久保 巨君

補欠

釜本 邦茂君

上山 和人君

補欠

斎藤 文夫君

補欠

釜本 邦茂君

補欠

斎藤 文夫君

久保 巨君

補欠

釜本 邦茂君

上山 和人君

補欠

斎藤 文夫君

補欠

釜本 邦茂君

補欠

斎藤 文夫君

久保 巨君

補欠

釜本 邦茂君

上山 和人君

補欠

斎藤 文夫君

補欠

釜本 邦茂君

補欠

斎藤 文夫君

久保 巨君

補欠

釜本 邦茂君

上山 和人君

補欠

斎藤 文夫君

補欠

釜本 邦茂君

補欠

斎藤 文夫君

久保 巨君

補欠

釜本 邦茂君

上山 和人君

補欠

斎藤 文夫君

補欠

釜本 邦茂君

補欠

斎藤 文夫君

久保 巨君

補欠

釜本 邦茂君

上山 和人君

補欠

斎藤 文夫君

補欠

釜本 邦茂君

補欠

斎藤 文夫君

久保 巨君

補欠

釜本 邦茂君

上山 和人君

補欠

斎藤 文夫君

補欠

釜本 邦茂君

補欠

斎藤 文夫君

久保 巨君

補欠

釜本 邦茂君

上山 和人君

補欠

斎藤 文夫君

補欠

釜本 邦茂君

補欠

斎藤 文夫君

久保 巨君

補欠

釜本 邦茂君

上山 和人君

補欠

斎藤 文夫君

補欠

釜本 邦茂君

補欠

斎藤 文夫君

久保 巨君

補欠

釜本 邦茂君

上山 和人君

補欠

斎藤 文夫君

補欠

釜本 邦茂君

補欠

斎藤 文夫君

久保 巨君

補欠

釜本 邦茂君

上山 和人君

補欠

斎藤 文夫君

補欠

釜本 邦茂君

補欠

斎藤 文夫君

久保 巨君

補欠

釜本 邦茂君

上山 和人君

補欠

斎藤 文夫君

補欠

釜本 邦茂君

補欠

斎藤 文夫君

久保 巨君

補欠

釜本 邦茂君

上山 和人君

補欠

斎藤 文夫君

補欠

釜本 邦茂君

補欠

斎藤 文夫君

久保 巨君

補欠

釜本 邦茂君

官 報 (号 外)

清水 達雄君 景山俊太郎君 沖繩及び北方問題に関する特別委員 辞任 補欠 橋本 聖子君 岩井 國臣君 中小企業対策特別委員 辞任 補欠 三重野栄子君 川橋 幸子君 同日内閣総理大臣から議長宛、左記のとおり異動があったのでその政府委員としての資格を失った旨の通知書を受領した。		記 異動前の氏名 異動後の異動年月日 官職名 官職名 外務省中近東アフリカ局長 海老原 紳 (解職) 平八・三・二四 近東アフリカ局長 事務代理 同日議長は、内閣総理大臣から申出のあった次の者を、第百三十六回国会政府委員に任命すること承認した。		外務省中近東アフリカ局長 法眼 健作君 同日内閣総理大臣から議長宛、外務省中近東アフリカ局長法眼健作君(同日議長承認)を、第百三十六回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。		去る十五日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 内閣委員 辞任 補欠 狩野 安君 岩永 浩美君 中島 眞人君 岡野 裕君 薬科 満治君 角田 義一君 地方行政委員 辞任 補欠 須藤良太郎君 谷川 秀善君	
法務委員 松村 龍二君 山本 一太君 辞任 補欠 千葉 景子君 志苦 裕君 大蔵委員 辞任 補欠 谷川 秀善君 須藤良太郎君 志苦 裕君 千葉 景子君 文教委員 辞任 補欠 平田 耕一君 釜本 邦茂君 瀬谷 英行君 鈴木 和美君 厚生委員 辞任 補欠 岡野 裕君 中島 眞人君 農林水産委員 辞任 補欠 北岡 秀二君 狩野 安君 山本 一太君 松村 龍二君 商工委員 辞任 補欠 釜本 邦茂君 平田 耕一君 保坂 三蔵君 林 芳正君 角田 義一君 薬科 満治君 運輸委員 辞任 補欠 鈴木 和美君 瀬谷 英行君 通信委員 辞任 補欠 岩永 浩美君 北岡 秀二君 林 芳正君 保坂 三蔵君		労働委員 辞任 補欠 橋本 聖子君 小山 孝雄君 建設委員 辞任 補欠 小山 孝雄君 橋本 聖子君 野村 五男君 倉田 寛之君 予算委員 辞任 補欠 倉田 寛之君 野村 五男君 同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 環境特別委員 辞任 補欠 阿部 正俊君 西田 吉宏君 亀谷 博昭君 鴻池 祥肇君 武見 敏三君 佐藤 泰三君 林 芳正君 石川 弘君 災害対策特別委員 辞任 補欠 景山俊太郎君 清水 達雄君 松村 龍二君 釜本 邦茂君 沖繩及び北方問題に関する特別委員 辞任 補欠 岩井 國臣君 橋本 聖子君 中小企業対策特別委員 辞任 補欠 川橋 幸子君 三重野栄子君 前川 忠夫君 瀬谷 英行君 同日委員会において選任した理事は次のとおりである。		内閣委員会 理事 齋藤 勲君 (齋藤勲君の補欠) 中小企業対策特別委員会 理事 齋藤 勲君 (前川忠夫君の補欠) 去る十八日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 内閣委員 辞任 補欠 岩永 浩美君 狩野 安君 法務委員 辞任 補欠 志苦 裕君 千葉 景子君 大蔵委員 辞任 補欠 千葉 景子君 志苦 裕君 農林水産委員 辞任 補欠 狩野 安君 岩永 浩美君 同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 中小企業対策特別委員 辞任 補欠 瀬谷 英行君 前川 忠夫君 去る十九日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 地方行政委員 辞任 補欠 山本 一太君 岩崎 純三君 外務委員 辞任 補欠 岩崎 純三君 山本 一太君			

決算委員

辞任

照屋 寛徳君

補欠

菅野 茂君

議院運営委員

辞任

菅野 茂君

補欠

照屋 寛徳君

前川 忠夫君

三野野栄子君

昨二十一日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

地方行政委員

辞任

岩崎 純三君

補欠

山本 一太君

外務委員

辞任

山本 一太君

補欠

岩崎 純三君

決算委員

辞任

菅野 茂君

補欠

照屋 寛徳君

議院運営委員

辞任

照屋 寛徳君

補欠

菅野 茂君

三野野栄子君

前川 忠夫君

同日議長は、次の内閣提出案を委員会に付託した。

警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第二二六号)

証人等の被害についての給付に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第二二七号)

法務委員会に付託

平成八年三月二十二日 参議院会議録第七号

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第二二八号) 文教委員会に付託

海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第二二九号) 運輸委員会に付託

同日内閣総理大臣から議長宛、同日外務省経済局長野上義二君の第百三十八回国会政府委員を免じた旨の通知書を受領した。

同日議長は、内閣総理大臣から申出のあった次の者を、第百三十八回国会政府委員に任命すること承認した。

外務省経済局長事務代理 小野 正昭君

同日内閣総理大臣から議長宛、外務省経済局長事務代理小野正昭君同日議長承認を、第百三十六回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。

本日委員長から次の報告書が提出された。

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第二二八号)審査報告書

警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第二二六号)審査報告書

海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第二二九号)審査報告書

証人等の被害についての給付に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第二二七号)審査報告書

議長の報告事項 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律の一部を改正する法律案

官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律の一部を改正する法律案

議長の報告事項 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律の一部を改正する法律案

官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律の一部を改正する法律案

議長の報告事項 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律の一部を改正する法律案

審査報告書

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律の一部を改正する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成八年三月二十二日

文教委員長 小野 清子

参議院議長 斎藤 十朗殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、国家公務員等の災害補償制度に介護補償が設けられることにかんがみ、公立学校の学校医等の公務災害補償制度に介護補償を創設してこれらの者に対する補償の充実を図ろうとするものであり、妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

平成八年二月七日

内閣総理大臣 橋本龍太郎

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律の一部を改正する法律案

師の公務災害補償に関する法律の一部を改正する法律案

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律の一部を改正する法律案

改正する法律

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律(昭和三十一年法律第百四十三号)の一部を次のように改正する。

第三条中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 介護補償(学校医等が傷病補償又は障害補償の補償の事由となつた障害により必要な介護を受けている場合における補償)

附 則

この法律は、平成八年四月一日から施行する。

審査報告書

警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律の一部を改正する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成八年三月二十二日

地方行政委員長 菅野 壽

参議院議長 斎藤 十朗殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、国家公務員等について介護補償の制度が設けられることにかんがみ、協力援助者災害給付制度に介護給付を創設して協力援助者に対する給付の充実を図ろうとするものであつて、妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行に伴い必要となる経費は、平成八年度一般会計予算の都道府県警察費補助金二百九

平成八年三月二十二日 参議院會議録第七号

十二億七千六百六十六万五千円の中に計上されて
いる。

警察官の職務に協力援助した者の災害給付に
関する法律の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

平成八年二月七日

内閣総理大臣 橋本龍太郎

警察官の職務に協力援助した者の災害給付に
関する法律の一部を改正する法律案

警察官の職務に協力援助した者の災害給付に
関する法律の一部を改正する法律案

警察官の職務に協力援助した者の災害給付に
関する法律(昭和二十七年法律第二百四十五号)の一
部を次のように改正する。

第五条第一項中第五号を第六号とし、第四号を
第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 介護給付(協力援助者が傷病給付又は障害
給付の給付の事由となつた障害により必要な
介護を受けている場合における給付)
第五条第二項中「外を」ほか」に改める。

附 則

この法律は、平成八年四月一日から施行する。

審査報告書

海上保安官に協力援助した者等の災害給付に
関する法律の一部を改正する法律案
右は全会一致をもって可決すべきものと議決し
た。よつて要領書を添えて報告する。

海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律の一部を改正する法律案 質問主意書及び答弁書

平成八年三月二十二日

運輸委員長 寺崎 昭久

参議院議長 斎藤 十朗殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、国家公務員について介護補償の
制度が設けられることにかんがみ、海上保安官
に協力援助した者等の災害給付制度に介護給付
を創設してこれらの者に対する給付の充実を図
ろうとするものであつて、妥当な措置と認める。

一、費用
本法施行のため、特に費用を要しない。

海上保安官に協力援助した者等の災害給付に
関する法律の一部を改正する法律案
右
国会に提出する。

平成八年二月七日

内閣総理大臣 橋本龍太郎

海上保安官に協力援助した者等の災害給付に
関する法律の一部を改正する法律案
海上保安官に協力援助した者等の災害給付
に関する法律の一部を改正する法律案

海上保安官に協力援助した者等の災害給付に
関する法律(昭和二十八年法律第三十三号)の一部を
次のように改正する。

第五条第一項中第五号を第六号とし、第四号を
第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。
四 介護給付(協力援助者が傷病給付又は障害

給付の給付の事由となつた障害により必要な
介護を受けている場合における給付)
第五条第二項中「外を」ほか」に改める。

附 則

この法律は、平成八年四月一日から施行する。

審査報告書

証人等の被害についての給付に関する法律の
一部を改正する法律案
右は全会一致をもって可決すべきものと議決し
た。よつて要領書を添えて報告する。

平成八年三月二十二日

法務委員長 及川 順郎

参議院議長 斎藤 十朗殿

一、委員会の決定の理由

本法律案は、業務災害補償各制度に介護給付
が設けられたことにかんがみ、証人等の被害に
ついての給付制度においても、その給付の充実
を図るため、介護給付を創設しようとするもの
であつて、妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行のため、特に費用を要しない。

証人等の被害についての給付に関する法律の
一部を改正する法律案
右
国会に提出する。

平成八年二月七日

内閣総理大臣 橋本龍太郎

ら、右の住宅建設資金の融通を受ける国民の中には、当然に、自ら土地を所有し同地上に住宅を建設しようとする者と、他人の所有地を賃借し同賃借地上に住宅を建設しようとする者の両者が存する(平成六年度利用者報告によれば、土地所有者六〇%、借地人四〇%)。

ところが、公庫は、借地人に資金を貸付けの際の条件として、第一に、「地主が借地に担保権を設定している場合には、この担保権を抹消すること」、第二に、「借地人に賃料不払の事実が発生した場合、地主としての権利行使をする以前に、公庫に対し、その旨を通知すること」を承諾する旨の地主の承諾書を公庫に提出することを、融資申込借地人に対し義務づけている。

しかし、地主・借地人という社会経済関係の下において、借地人が、自己が公庫融資を受ける便宜のために、地主に対し、①債務を弁済して借地上の担保権を抹消して欲しいとか、②地代未納の時は契約解消をする前に公庫に通知して欲しいなどとの要望・懇願をなし得る立場にないことは誰の目にも明らかである。それにもかかわらず、公庫が借地人に対し、右の第一および第二記載内容の承諾書の提出を貸付けの条件として強要することは、借地人に対し、実現不可能な不当な義務を強いものである。借地人に対する金融上の重大な不当差別といわなければならない。

前述のとおり、融資を受けた者のうち、借地人は四割であるが、これらの借地人は、右の第一および第二記載内容の地主の承諾書提出という条件を充たした者であり、これに対し、右の要件を充足できず、結局、公庫からの融資を拒絶された借地人は相当数にのぼると予測される。

私は、本質問に先立ち、前記二要件に関する諸問題につき、住宅金融公庫並びに建設省の各担当者の説明を求めたが、何れからも、何ら納得し得る回答が得られなかった。

以上の事実を前提として、公庫を監督する建設大臣および大蔵大臣の属する内閣に対し、以下のとおり質問する。

一 前記二要件を内容とする地主の承諾書を融資条件とする必要性について

1 問題の所在

イ 公庫は、借地人に対する融資に際し、昭和五年発足以来昭和五六年までの間、前記第一の担保権の事前抹消および同第二の地主の事前通知を内容とする地主の承諾書の提出を貸付けの条件としていなかった。

ロ しかるに、昭和五六年に至り、突如として右の承諾書の提出を、借地人に対する貸付けの条件として付加した。

ハ そのため、それ以降、借地人は、公庫からの融資につき不利な立場に立たされることとなった。

2 質問

イ 公庫発足以降昭和五六年までの間に、借地に担保権が設定されていたために、もしくは地主からの事前通知の承諾を得ていなかったために、公庫の貸付金回収につき、どのような不都合ないし回収不能が生じたのか、具体的数値をもって明示されたい。

ロ かりに、右のイが明らかでないとするれば、右事実以外で、昭和五六年、従前の貸付条件を変更するに至った格別の立法事実が何であるのか、説明されたい。

ハ 右の貸付条件変更の結果として、昭和五六年以降現在まで、従前に比し、借地人に対する貸付金の回収率がどのように向上したのか明らかにされたい。

二 地主の承諾書提出不能の借地人に対する融資について

1 問題の所在

イ 前述のとおり、公庫は「銀行その他一般の金融機関が融資することを困難とする」資金を融通するところにこそ、その存在の根本理由があるのである。それ故、公庫が、単に貸付金回収を図ることのみを至上命題として、申込人に対し、一般の金融機関並みの貸付条件を強要することは、住宅金融公庫法の本来の法の趣旨に相反するものであるといわなければならない。

ロ それ故、公庫は、かりに市中銀行並みに前記のごとき二要件を内容とする地主の承諾書の提出を求めようとするのであれば、当然、それによって貸付けを受けられなかった国民大衆の数を把握していなければならないはずであるし、さらに、右承諾書提出不能の融資申込借地人の救済についても、当然に施策を検討していなければならないはずである。

ハ しかるに、公庫が、前記二要件を内容とする地主の承諾書提出条件を充足し得なかったため融資を受けられなかった者の数値を全く把握しておらず、従って、また、そのような者に対する施策も全く検討していない状況にあるとすれば、おそるべき行政の怠慢といふべきである。

2 質問

イ 昭和五六年以降現在に至るまでの間、前記二要件を内容とする地主の承諾書を提出し得なかったために、公庫から融資を受けられなかった融資申込者の数もしくは融資申込件数を明らかにされたい。

ロ 公庫が、右の数値を全く把握していないとすれば、政府として、公庫の右のような融資貸付業務の執行に対し、いかなる所見を持っているか説明されたい。

ハ 政府は、右のような事情の下に融資を受けられなかった借地人たる国民に対し、いかなる住宅金融施策が必要であると考えているか説明されたい。

ニ 特に、公庫の右のような貸付条件を、今後は正することに關し、いかなる方針であるか明らかにされたい。

三 前記二要件を内容とする地主の承諾書提出を融資条件とすることの法的根拠について

1 問題の所在

イ 住宅金融公庫法第十八条

右法条は、「貸付けを受けるべき者の選定」に關する規定を設けているが、その選定の要件の中には、前記二要件に關する地主の承諾書については何ら規定されていない。右法条は、選定要件の一つとして、「申込者の元利金の償還の見込み」を規定している。

しかし、この要件は、申込者の主観的事情において、すなわち、申込者の現在および将来の経済・生計状況の下において、元利金の償還の見込みの有無・程度を検討する

旨のものであって、それ以上に、申込者以外の者(本件の場合にあてはめていえば、貸地人)の事情による元利金償還の有無・程度の見込みを検討すべきこととしているとするはできない。何故なら、かりに、申込者以外の者の経済・生計事情をも考慮すべきこととするならば、申込者の勤務先の経営状況やその変動予測、申込者の家族の今後の経済・生計状況の変動等々、選定の際に検討すべき事項は無限に拡大せざるを得ず、かくしては、法そのものの立法趣旨を大きく逸脱することとなるからである。

ロ 業務方法書

住宅金融公庫法第二十四条は、公庫は、業務方法書を定め主務大臣の認可を受けるべきことを規定している。公庫は、右条項に基づき、「住宅金融公庫業務方法書(昭和四〇年七月二十六日住公規程第一九号)」を定めている。しかし、右業務方法書においても、第三条「資金貸付けの要件」の規定中において、借地人に対する融資につき、前述のごとき二要件を内容とする地主の承諾書については何ら定められていない。たしかに、右第三条の中には、融資を受ける者の要件として「元利金の償還の見込みが確実である者(三号)」と規定されているが、この文言の趣旨は、右イに述べたところと同様であって、申込者以外の第三者である貸地人の事情を考慮することを予想した規定

ではないといふべきである。

2 質問

公庫が、前記二要件を内容とする地主の承諾書の提出を、借地人に対する融資条件とすることを認めることのできる法的根拠が何であるかを、その理由を含めて、明示されたい。

右質問する。

平成八年二月二十三日

内閣総理大臣 橋本龍太郎

参議院議長 斎藤 十朗殿

参議院議員猪熊重二君提出住宅金融公庫貸付条件に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員猪熊重二君提出住宅金融公庫貸付条件に関する質問に対する答弁書

一のイ及びロについて

住宅金融公庫(以下「公庫」という。)は、国の有償の資金を原資としており、元利金の回収に万全を期する必要がある。この旨は、住宅金融公庫法(昭和二十五年法律第五十六号)第二十四条の規定に基づく住宅金融公庫業務方法書第二十条において規定されているところである。

このため、公庫が設立された昭和二十五年以来、借地上に建設される住宅に対して公庫が融資を行う場合で、当該借地に先行して抵当権等が設定されているときは、原則として当該抵当権等の抹消を行うことを求めてきており、この旨を早期に地主に知らしめ、円滑な貸付け手続

の遂行に資するよう、昭和三十年代から、この旨を地主の承諾書に明記しているものと承知している。なお、公庫は、昭和五十六年に、当該承諾書の書式の一部変更を行ったが、御指摘のような貸付け条件の変更は行っていないと承知している。

一方、賃貸借契約解除に係る地主から公庫への事前通知の要請については、昭和六十一年度において、借地人の地代の不払いが生じ、これを理由として賃貸借契約が解除されると公庫の債権回収が困難となるおそれのある事例が百五十四件に達した等の状況を踏まえ、昭和六十二年度から地主の承諾書に記載したものと承知している。

一のロについて

賃貸借契約解除の事前通知による元利金の回収率への影響については、具体的な数値は把握していないが、昭和六十二年以降、地主から賃貸借契約解除の事前通知を受けて公庫が借地人に代わって地代を支払い、未然に賃貸借契約が解除されることを防止した事例があり、回収率の向上に一定の効果があったものと承知している。

二のロについて

公庫が設立された昭和二十五年以来、借地上に建設される住宅に対して公庫が融資を行う場合は、融資を受けようとする者に対して、地主の承諾書を公庫に提出することを求めてきており、当該承諾書が提出できないために公庫に融資を申し込まなかった者の数は把握されていないと承知している。

二のロについて

地主の承諾書が提出できないために公庫に融資を申し込まなかった者の数を公庫が把握することは、実務上困難であると考えている。

二のロ及び二について

第三者の抵当権等が先行して設定されている借地上に住宅を建設した場合、当該抵当権等が実行されたときは、住宅の建設者は、新たな土地所有者に対して借地権を主張できないこととなる。したがって、このように不安定な権利関係にある住宅に対し、国の有償の資金を原資として公庫が融資を行うことは、確実な元利金の回収を図る観点から適切でないと考えている。

また、賃貸借契約解除に係る事前通知の要請を地主の承諾書に明記することについても、同様の観点から必要であると考えているが、今後、当該事前通知の要請が地主に対する協力依頼であることが明確になるよう、その表現方法を検討する必要があると考えている。

三のロについて

住宅金融公庫法第二十四条の規定に基づく住宅金融公庫業務方法書第二十条において、資金の貸付けについては元利金の確実な回収に関し万全を期することとされており、このような観点から、借地上に建設される住宅に対する資金の貸付けについては、第三者の抵当権等が先行して借地に設定されている場合の当該抵当権等の抹消等及び賃貸借契約解除に係る事前通知の要請を内容に含む地主の承諾書の提出を求めているものと承知している。

〔参照〕

三月四日、三月五日、三月六日、三月七日、三月八日、三月十一日、三月十二日、三月十三日、三月十四日、三月十五日、三月十八日及び三月十九日は、会議を開くに至らなかったが、参照のため左に議事日程を掲載する。

○議事日程 第七号

平成八年三月四日

正午開議

第一 国務大臣の報告に関する件(高速増殖原型炉「もんじゅ」のナトリウム漏えい事故に関する報告について)

○議事日程 第八号

平成八年三月五日

正午開議

第一 国務大臣の報告に関する件(高速増殖原型炉「もんじゅ」のナトリウム漏えい事故に関する報告について)

○議事日程 第九号

平成八年三月六日

正午開議

第一 国務大臣の報告に関する件(高速増殖原型炉「もんじゅ」のナトリウム漏えい事故に関する報告について)

○議事日程 第十号

平成八年三月七日

正午開議

第一 国務大臣の報告に関する件(高速増殖原型炉「もんじゅ」のナトリウム漏えい事故に関する報告について)

○議事日程 第十一号

平成八年三月八日

正午開議

第一 国務大臣の報告に関する件(高速増殖原型炉「もんじゅ」のナトリウム漏えい事故に関する報告について)

○議事日程 第十二号

平成八年三月十一日

正午開議

第一 国務大臣の報告に関する件(高速増殖原型炉「もんじゅ」のナトリウム漏えい事故に関する報告について)

○議事日程 第十三号

平成八年三月十二日

正午開議

第一 国務大臣の報告に関する件(高速増殖原型炉「もんじゅ」のナトリウム漏えい事故に関する報告について)

○議事日程 第十四号

平成八年三月十三日

正午開議

第一 国務大臣の報告に関する件(高速増殖原型炉「もんじゅ」のナトリウム漏えい事故に関する報告について)

○議事日程 第十五号

平成八年三月十四日

午後三時開議

第一 国務大臣の報告に関する件(高速増殖原型炉「もんじゅ」のナトリウム漏えい事故に関する報告について)

○議事日程 第十六号

平成八年三月十五日

正午開議

第一 国務大臣の報告に関する件(高速増殖原型炉「もんじゅ」のナトリウム漏えい事故に関する報告について)

○議事日程 第十七号

平成八年三月十八日

正午開議

第一 国務大臣の報告に関する件(高速増殖原型炉「もんじゅ」のナトリウム漏えい事故に関する報告について)

○議事日程 第十八号

平成八年三月十九日

午後一時開議

第一 国務大臣の報告に関する件(高速増殖原型炉「もんじゅ」のナトリウム漏えい事故に関する報告について)

平成八年三月二十二日 参議院会議録第七号

明治三十五年三月三十日
第三種郵便物認可

(第六号の発送は都合により後日となるため、第七号を先に発送しました。)

発行所	〒一〇五 東京都港区 虎ノ門二丁目二番四号 大蔵省印刷局
電 話	03 (3587) 4294
定 価	本号 一部 (税 三円を含む) (送料別)